

## 岩手県附属機関条例（案）への対応について

**【要旨】** 令和5年2月岩手県議会定例会に提案を予定している岩手県附属機関条例（案）（以下「附属機関条例」という）は、岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という）の現在の設置根拠である「岩手県総合計画審議会条例」（以下「審議会条例」という）を廃止し、附属機関条例を根拠に審議会を設置する内容となっています。

附属機関条例の制定により、審議会条例を根拠に定めている「岩手県総合計画審議会運営要領」及び「県民の幸福感に関する分析部会運営要領」（以下「運営要領」という）を改正する必要があることから、下記のとおり対応することについて、お諮りします。

### 1 運営要領の改正について

審議会の運営に関し必要な事項は、審議会条例第7条において、「会長が審議会に諮って定める。」と規定されており、附属機関条例が施行されるに当たり改正が必要な運営要領の主な点は下記のとおりです。

#### 【運営要領の主な改正点】

- ① 部会の設置根拠を「岩手県総合計画審議会条例」から「岩手県附属機関条例」に改める。
- ② 部会の組織構成を「審議会委員及び外部委員」から「審議会委員及び専門委員」に改める。

### 2 対応（案）

「県民の幸福感に関する分析部会」を令和5年度早々に開催する必要があるため、6月に開催予定の次回審議会前に運営要領を改正する必要があること、また、改正内容が手続き上の変更であることから、運営要領の改正について会長に御一任いただくことについてお諮りします。

## 岩手県附属機関条例案要綱

### 第1 制定の趣旨

地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

### 第2 条例案の内容

- 1 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めること。（第1条関係）
- 2 執行機関の附属機関の設置及び所掌について定めること。（第2条、別表第1～別表第11関係）
- 3 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）の組織について定めること。（第3条、別表第1～別表第11関係）
- 4 審議会等の会長等及び副会長等について定めること。（第4条関係）
- 5 審議会等の専門委員について定めること。（第5条関係）
- 6 審議会等の会議について定めること。（第6条関係）
- 7 審議会等の部会について定めること。（第7条関係）
- 8 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができることとすること。（第8条関係）
- 9 審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定めることとすること。（第9条関係）
- 10 施行期日等
  - (1) この条例は、令和5年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
  - (2) 岩手県教育振興基本対策審議会条例等を廃止すること。（附則第2項関係）
  - (3) 所要の経過措置を講ずること。（附則第3項、第4項関係）
  - (4) 中小企業振興条例の一部を改正すること。（附則第5項関係）

# 岩手県総合計画審議会条例

昭和54年10月23日 条例第29号

(設置)

**第1条** 県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第3条** 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第5条** 審議会は、必要に応じて学識経験のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、政策企画部において処理する。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 岩手県総合計画審議会運営要領

岩手県総合計画審議会条例第7条の規定により、次期総合計画に係る諮問から答申までの間の岩手県総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1 部会の設置

- (1) 広範にわたる諮問事項を効率的に審議するため、岩手県総合計画審議会に部会を設置する。
- (2) 部会は、各政策分野における「目指す将来像」、「重視する視点」を踏まえた取組等の基本的な方向に係る審議を行う。
- (3) 部会は、岩手県総合計画審議会委員及び外部委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。
- (4) 外部委員は、当該部会の所掌事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- (5) 部会に、部会長及び副部会長を各1名置き、委員の互選とする。
- (6) 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となるとともに、所属する部会を代表して、審議会において、部会での審議の内容を報告する。
- (7) 副部会長は部会長を補佐し、部会長が出席できないときその他必要があるときは、その職務を代理する。
- (8) 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の外部有識者等の出席を求めることが出来る。
- (9) 各部会の審議において、他の部会での審議が必要となる事項が生じた場合には、当該部会長間において相互に申し入れができることとする。

#### 2 答申の決定

- (1) 審議会は、部会における審議結果等を踏まえて、答申を審議・決定し、審議会会長が知事に対して答申を行うものとする。
- (2) 前号の規定は、中間答申について準用する。

#### 3 その他

- (1) 委員等が辞任した場合における後任委員の部会への所属については、審議会会長が指定する。
- (2) その他、審議会の運営について必要な事項は、審議会会長が審議会に諮って決定する。この場合の審議会は、文書による持ち回り開催もできることとする。

## 県民の幸福感に関する分析部会運営要領

### (設置)

第1条 岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）第7条の規定に基づき、岩手県総合計画審議会に県民の幸福感に関する分析部会（以下「部会」という。）を置く。

### (所掌)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「県の施策に関する県民意識調査」等で把握した、県民の幸福に対する実感の分析に関すること。
- (2) その他いわて県民計画の推進に当たって必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、委員7名以内で組織し、岩手県総合計画審議会委員及び外部委員をもって構成する。

2 外部委員は、当該部会の所掌事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を各1名置く。

2 部会長は、委員の互選によって定める。

3 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。

4 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

第5条 部会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、知事が任命する。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

### (会議)

第6条 部会は、知事が招集する。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第7条 部会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 部会の庶務は、政策企画部政策企画課において処理する。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。